

協会長ステートメント

会長 石川耕治

2026.9.17

6月末に日本損害保険協会会長に就任して以降の主な取組みにつきまして、以下のとおりご報告と所感を申し上げます。

1. はじめに

令和8年熊本地震および令和8年8月千葉豪雨をはじめ、台風や局地的な大雨等により、全国各地で甚大な自然災害が発生しております。これらの災害によりお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

損害保険業界といたしましては、被災された皆さまが一日も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、「有事において確実に保険金をお届けする」という当業界の最大の使命を引き続き果たしてまいります。

2001年の米国同時多発テロから25年が経過した現在も、世界では依然として地政学的な緊張が続いております。また、国内におきましても、物価の高騰や為替変動、気候変動リスクの顕在化など、経済・社会環境は複雑さを増しており、我々を取り巻く環境の不確実性が飛躍的に高まる時代を迎えております。

このような環境下において、当業界は「真にお客さまの最善の利益を追求する業界」へと不可逆的な変化を遂げる途上にあります。新体制となった金融庁とも緊密に連携を図りつつ、社会と経済のレジリエンスを根底で支える「不可欠な社会インフラ」としての責務を再認識し、全会員会社が一丸となって、お客さまおよび社会からの信頼回復に向けた歩みを着実に前進させるとともに、直面する各種課題の解決に取り組んでまいります。



2. 令和8年熊本地震 および令和8年8月千葉豪雨の対応

熊本地震の発災後、被災地に赴き、平穏な日常が一瞬にして奪われる自然災害の脅威と、その被害の甚大さを目の当たりにいたしました。社会が常に自然災害のリスクと隣り合わせにあるという厳しい現実を直視するとともに、いかなる困難な状況下においても、確実にお客さまのもとへ保険金をお届けするという、当業界が担う責務の重さを、改めて深く胸に刻んだ次第です。

現在、当業界では、被災された皆さまの一日も早い生活再建を最優先事項と位置づけ、保険金のお支払い手続きに業界を挙げて取り組むとともに、ご契約の継続手続きや保険料の払い込みを猶予する特別措置などを実施しております。また、被災された皆さまへ一日も早く保険金をお届けするための活動の一環として、熊本地震の被災地においては、郵便局のネットワークを通じて、損害保険各社の相談窓口一覧を記載したポスターを掲示いたしました。

8月28日現在、熊本地震における事故受付件数は約11万件、支払件数は約3万件、お支払いした保険金は約237億円に達しております。また、千葉豪雨におきましても、事故受付件数は約3.2万件に達しており、支払件数は約3万件、支払保険金は約354億円にのぼる見込みとなっております。

社会と経済のレジリエンスを根底で支える社会インフラを担う業界として、被災された皆さまの不安に寄り添い、業界を挙げて迅速かつ適正な保険金のお支払いに全力を尽くしてまいります。

3. お客さま・社会からの信頼回復に向けた取り組み

(1) 損害保険代理店の業務品質向上

当業界が将来にわたって適切に社会的役割を果たし、お客さまおよび社会からの信頼を回復するためには、「お客さま本位の業務運営の徹底」が最重要課題です。これを実現するため、損害保険会社と損害保険代理店（以下「代理店」）が一体となって業務品質の向上を図ってまいります。

① 「代理店業務品質に関する基本的な考え方」に対する共通認識の醸成

本年7月、保険契約者等の保護やお客さま本位の業務運営を前提とする「代理店業務品質に関する基本的な考え方」について、すべての会員会社が賛同することを確認いたしました。

本考え方は、公共性が高い金融商品である損害保険を、安定的かつ持続的に提供するための代理店の態勢整備の重要性や、本年度より本格運用を開始した代理店業務品質評価制度を通じて、損害保険会社・代理店の双方が適切な対話を重ね、業務品質の向上に取り組んでいくことの必要性などを、改めて当協会全会員各社の共通認識として明確にしたものです。この共通認識のもと、当協会から会員各社に対し、代理店との丁寧な対話を着実に実践するよう周知徹底を図りました。

さらに、同制度に関する保険会社社員向けの動画を公開し、社員一人ひとりの制度理解をより深めるとともに、保険会社と代理店との建設的な対話を後押ししております。

現在、代理店による自己点検や保険会社と代理店間の対話、当協会によるフォローアップ点検が順次進められており、今後、当協会から会員会社に対して点検結果の分析・課題示唆や改善事例の提供等を行うことで、代理店の業務品質向上に向けた保険会社による指導の実効性向上を後押ししてまいります。

② 比較推奨販売の適正化に向けた対応

当協会では、本年 8 月に公表された保険業法施行規則ならびに「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に関するパブリックコメントの結果等に基づき、2028 年 3 月に適用される新たな比較推奨販売規制のもとでの適切な保険募集の定着に向け、年内を目処として可能な限り早期に「比較推奨販売ガイド（仮）」を策定します。

本ガイドの策定にあたりましては、上述のパブリックコメントに寄せられた実務的な課題を踏まえ、現場において適切な比較推奨販売を実行するための実務上の考え方や対応例等を示すものとなるよう準備を進めております。

代理店が規制改正等の趣旨を正しく理解し、お客さまの最善の利益を勘案したうえでご意向に沿った最適な提案を行う態勢を整備するためには、現時点からの計画的な準備が不可欠です。当協会は、本ガイドの提供とあわせ、会員会社による日々の教育・管理・指導を通じて、代理店の速やかかつ適切な対応を後押ししてまいります。

③ 代理店募集人資格制度の再構築

特定大規模乗合損害保険代理店に対して設置が義務付けられる「法令等遵守責任者」につきまして、本年 7 月、同資格の取得要件の一つとなる「募集コンプライアンス動画」を公開いたしました。あわせて、「法令等遵守責任者資格の取得に関するガイド」を公表し、当該代理店に求められる態勢整備が適切に遂行されるよう、本資格制度の目的や意義の理解浸透を図っております。

当協会といたしましては、これらの取組みを通じて、代理店における実効性のある態勢整備を後押しし、お客さまに安心してお取引いただける募集品質の確保に努めてまいります。

（２）お客さま（個人・企業）向けの分かりやすい情報提供

① 消費者向けの分かりやすい情報提供

自然災害が頻発化・激甚化するなか、国民の皆さまが自らを取り巻くリスクを正しく認識し、適切な備えを行えるよう、分かりやすい情報提供と啓発活動を推進しております。

具体的には、水災発生時の避難行動計画を作成する「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」の普及に引き続き取り組むとともに、地域社会のレジリエンス向上に貢献するため、地域に根ざした啓発活動を展開してまいります。10 月に鳥取県で開催される国内最大級の防災イベント「ぼうさいこくたい 2026」に出展するほか、11 月には千葉県、12 月には静岡県において、それぞれ体験型の防災イベントを開催いたします。

② 企業のリスクマネジメント高度化支援と健全な保険市場の育成

企業におけるリスクマネジメントの高度化を後押しすべく、基本的な知識やスキルを体系的に習得できる業界共通のカリキュラムとして協会による講座提供の準備を進めてまいりました。

この度、本講座の名称を「リスクマネジメント人材育成講座」と正式に決定し、本年 12 月に開講

することといたしました。

本講座の提供を通じて、企業内でリスクマネジメントを牽引する中核人材の育成や、保険会社社員および代理店募集人等のさらなる専門性の向上を支援し、企業価値の向上や成長投資に貢献してまいります。

加えて、本年 8 月 31 日に開催された金融審議会総会の諮問を受け、「保険制度ワーキンググループ（仮称）」が設置され、再保険キャプティブ制度の創設について議論が開始される見通しです。当協会としましても、議論の動向を注視しつつ、リスクマネジメントの高度化に資する制度運営となるよう、適切に対応してまいります。

また、当業界においては、従来の日本独自のビジネス慣行から脱却し、保険本来の機能である商品・サービスで競い合う市場環境を整備していく必要があります。9 月に公表された特定契約比率規制の見直し等による企業内代理店のあり方の変化も踏まえ、企業向け保険市場の健全な競争環境の実現と発展を後押ししてまいります。

（３）保険金不正請求対策の強化

相互扶助という保険制度の根幹を揺るがす保険金の不正請求に対しては、引き続き、業界を挙げて毅然とした態度で臨んでまいります。

昨今の SNS を通じた「闇バイト」等の社会問題化を受け、本年 8 月に「SNS を通じた保険金不正請求に関する意識調査」の結果を公表しました。本調査により、当該行為について、消費者の認知が十分に広がっていない実態が明らかになりました。また、そうした犯罪に関わってしまった場合に恐れることについて、10 代の若年層においては、刑事罰そのものよりも、家庭や友人との人間関係など身近なコミュニティから排除され、「現実の居場所を失うこと」を恐れる傾向が強い実態が確認されました。

本調査結果を踏まえ、下期には若年層に届きやすいデジタル広告を展開します。保険金詐欺に関わった場合のリスクなどを具体的に伝えることで、より効果的な啓発に繋がります。また、警察庁の後援を受けた啓発ポスターも活用して、保険金詐欺が重大な犯罪であることを広く周知し、社会全体で不正を「させない」「許さない」機運をより一層醸成してまいります。

4. 第 10 次中期基本計画の重点目標に関する取組み

（１）損保業界の成長を支えるビジネス基盤の整備

自賠責保険の損害調査および保険金支払業務のペーパーレス化を実現する共同システム「s-JIBAI」につきまして、本年 10 月より予定通り、対象拠点を現在の約 200～300 か所から約 1,000 か所の全国規模へと大幅に拡大いたします。本システムを最大限に活用し、ペーパーレス化を一層推進することで、お客さまへの迅速かつ適正な保険金支払いを実現するとともに、業界全体における効率的な業務運営体制の構築を引き続き推し進めてまいります。

(2) 消費者・事業者へのリスクマネジメントの理解浸透

① 自然災害への対応力強化・地域のレジリエンス向上

消費者の皆さまに地震保険の重要性をお伝えするため、本年 8 月から笑福亭鶴瓶さんを起用した広報活動を展開するなど、引き続き地震保険への理解と加入の促進を図っております。

また、大規模地震において、火災発生原因の過半数が電気に起因することが判明しており、政府は首都直下地震等における「緊急対策推進基本計画」を改定し、感震ブレーカーの設置目標を、従来の「25%」から 2035 年に向けて「おおむね設置」へと大幅に引き上げました。当協会といたしましても、この方針を踏まえ、地震火災から国民の命と財産を守るため、感震ブレーカーの普及後押しをはじめ、家庭の防災・減災に関する啓発活動を一層強化してまいります。

さらに、全国の各支部が地域の自治体等と連携し、地域の実態に即した啓発活動を推進しております。本年 6 月に中国・四国支部で「徳島県水害対策セミナー」を、9 月に九州・沖縄支部において「地震に備えるセミナー」を開催したほか、12 月には中部・北陸支部において「能登半島地震を振り返る地震防災シンポジウム」の開催を予定するなど、今後も各地域に根ざした活動を継続してまいります。

② 自動車事故の防止・軽減

自動車事故の防止・軽減に向けた継続的な取り組みとして、昨日 9 月 16 日に「全国の交通事故多発交差点マップ」を公表いたしました。人身事故の半数以上が交差点およびその付近で発生していることに着目し、本マップを通じて地域の皆さまやドライバーへの注意喚起を促すことで、交通事故の削減に繋げてまいります。

③ 事業者向け損害保険の普及促進

中小企業の持続的な成長を支援するため、サイバーリスクをはじめとする各種事業リスクへの備えを促進しております。中小企業の経営層に向けて、特設サイト「企業のための保険ナビ」を通じた情報発信のほか、6 月に千葉県、7 月に新潟県において商工会議所等と連携して経営リスクに関するセミナーを開催し、8 月には広島県でも自然災害をテーマにしたリスク対策セミナーを実施するなど、地域経済を支える企業の実務に即した啓発活動を推進いたしました。

下期には、中小企業を取り巻く各種リスクへの意識や対策実態に関する全国調査を実施し、その結果に基づいた実効性のある取り組みの展開や、より適切なメッセージ発信へと繋げてまいります。

(3) 各種課題への取り組み

① 自賠責保険の経費計算基準の見直し

本年 4 月に開催された自動車損害賠償責任保険審議会（以下「審議会」）において自賠責保険の

経費計算基準の見直しを検討することが了承されたことを受け、当協会内に「第三者委員会」を設置し、これまでに計 2 回開催いたしました。現在実施している業務実態調査の結果を踏まえて引き続き議論を深め、来年の審議会に結果を報告する予定です。

② 地域の防火・防災力等の強化への寄与

地域の防火・防災力強化や救急医療体制の整備を目的として、本年も軽消防自動車および高規格救急自動車あわせて 12 台を全国の市町村等へ寄贈を決定いたしました。これにより、1952 年度からの累計寄贈台数は 5,283 台となりました。なお、長年にわたる本取組みの功績が認められ、本年 3 月に消防庁長官より感謝状を授与されています。

③ 令和 9 年度税制改正要望

損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与していく観点から、次年度（令和 9 年度）の税制改正要望（全 8 項目）を決定し、公表いたしました。

5. アジア地域への貢献と国際協調に向けた取組み

（１）東アジア保険会議（EAIC）東京大会の開催

先日、24 年ぶりに日本での開催となった「第 31 回東アジア保険会議（EAIC）東京大会」は、盛会のうちに幕を閉じることができました。国や地域の垣根を越えて数多くの皆さまをお迎えし、激動する世界において保険業界が直面する共通課題に対し、率直な意見交換と有意義な知見の共有が行われました。本大会が、東アジア保険業界のさらなる発展と強固な連携に向けた確かな一歩となったと確信しております。

（２）国際海上保険連合（IUMI）横浜総会に向けた取組み

国際協調のさらなる推進に向け、2027 年 9 月に「国際海上保険連合（IUMI）横浜総会」を開催いたします。日本での開催は 10 年ぶり 6 回目、横浜では初の開催となり、世界各国から 700 名以上の海上保険の専門家等をお迎えする予定です。現在、特設サイトの公開など、広報活動を含めた準備を進めております。

本総会における国際的な知見共有や議論を通じて、海上保険をはじめとする関連産業の発展に貢献するとともに、日本の損害保険業界のプレゼンス向上に努めてまいります。



6. おわりに

頻発化・激甚化する自然災害や、不確実性が飛躍的に増大する環境下において、社会と経済のレジリエンスを根底で支える「不可欠な社会インフラ」としての損害保険の役割と責任は、ますます重みを増しております。

当業界が信頼回復に向けた歩みを確かなものとし、お客さまおよび社会に当業界の変化を実感していただけるよう、全会員会社が一丸となって直面する各種課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献していく所存です。

引き続き、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上